

# 兵庫県公報

平成28年2月16日 火曜日 第2773号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	1
○ 港湾法第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分（港湾課）	2
○ 広域景観形成地域の指定の案の縦覧（都市政策課）	2
○ 広域景観形成基準の案の縦覧（同）	3
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（中播磨県民センター）	3
○ 同 上（同）	4
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
選挙管理委員会告示	
○ 平成22年兵庫県選挙管理委員会告示第134号の訂正	7
内水面漁場管理委員会公告	
○ 平成28年度増殖基準数量	8
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（兵庫県立のじぎく特別支援学校）	9

## 告 示

### 兵庫県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年2月16日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 篠山山南線	丹波市山南町谷川字下町2102番4から 同 市山南町谷川字櫻ノ木673番2まで	旧	6.0から 20.0まで	91.0	
		新	9.0から 29.0まで	87.0	
県道 稲畑柏原線	丹波市柏原町柏原字南山西2123番2から 同 市柏原町柏原字飯盛山2400番まで	旧	9.0から 12.0まで	168.0	
		新	9.0から 13.0まで	168.0	



**兵庫県告示第152号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年 2月16日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 行うべき措置の内容

国際拠点港湾姫路港に係る放置等の行為を禁止する区域(平成28年兵庫県告示第72号により指定した区域)内にある別表に掲げる船舶の撤去

2 港湾管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成28年3月4日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
1	260-14116	漁船
2	260-47014	漁船
5	260-11726	漁船

別表2 別表1以外の船舶

整理番号	所在場所	船名	種類	長さ(m)	幅(m)	内色	外色
3	姫路市飾磨区細江字東万歳 1180番6地先	福丸	漁船	15.5	2.0	薄青	白
4	姫路市飾磨区細江字東万歳 1180番10地先	無	漁船	12.0	2.5	薄青	白



**兵庫県告示第153号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第15条第4項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の広域景観形成地域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この広域景観形成地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年 2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 広域景観形成地域の名称及び種別

名称 国道9号沿道地域

種別 沿道型広域景観形成地域

2 広域景観形成地域に指定する土地の区域

国道9号の朝来市と京都府福知山市の行政境から美方郡新温泉町と鳥取県岩美郡岩美町の行政境までの区間及びこれから展望できる区域で国道9号の路端から500メートル以内の区域（国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域、養父市八鹿町八鹿地区歴史的景観形成地区及び新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区の区域は除く。）

3 広域景観形成地域の指定の案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課、養父市まち整備部土地利用未来課、朝来市都市環境部都市開発課、香美町建設課及び新温泉町建設課

4 縦覧期間

平成28年2月16日から同年3月1日まで



兵庫県告示第154号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第16条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の広域景観形成基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この広域景観形成地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年2月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 広域景観形成地域の名称及び種別

名称 国道9号沿道地域

種別 沿道型広域景観形成地域

2 広域景観形成基準の案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課、養父市まち整備部土地利用未来課、朝来市都市環境部都市開発課、香美町建設課及び新温泉町建設課

3 縦覧期間

平成28年2月16日から同年3月1日まで



兵庫県告示第155号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年2月16日

河川管理者

中播磨県民センター長 岡本周治

1 行うべき措置の内容

二級河川船場川の河川区域内にある別表1、2に掲げる船舶の除却

2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成28年3月4日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
1	260-29172	漁船

別表2 別表1以外の船舶

整理番号	所在場所	船名	種類	長さ(m)	幅(m)	内色	外色
2	姫路市飾磨区入船町5番地先(水面)	旭	モーターボート	5.2	2.2	白	白
3	姫路市飾磨区入船町5番地先(水面)	無	クルーザーヨット	13.5	3.5	白	黒



**兵庫県告示第156号**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年 2月16日

河川管理者

中播磨県民センター長 岡 本 周 治

1 行うべき措置の内容

二級河川野田川の河川区域内にある別表1, 2に掲げる船舶の除却

2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成28年3月4日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
1	260-14116	漁船
2	260-47014	漁船
5	260-11726	漁船

別表2 別表1以外の船舶

整理番号	所在場所	船名	種類	長さ (m)	幅 (m)	内色	外色
3	姫路市飾磨区細江字東万歳 1180番6地先（水面）	福丸	漁船	15.5	2.0	薄青	白
4	姫路市飾磨区細江字東万歳 1180番10地先（水面）	無	漁船	12.0	2.5	薄青	白

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成28年 2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	A252637	平成28年3月19日	豊岡市	但馬県民局	平成27年1月頃



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生

活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ピオレ明石

所在地 明石市大明石町一丁目1番地の23

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 神戸SC開発株式会社

住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号

代表者の氏名 山 田 宗 司

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

ステーションプラザ明石

イ 変更後

ピオレ明石

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社明石ステーション・センター	明石市東仲ノ町5-32	森 山 晋 弼
株式会社鈴乃屋	東京都台東区上野1-20-11	小 泉 清 子
株式会社大阪屋昆布店 外65者	明石市朝霧町2-8-1	廣 田 敏 彦

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社成城石井	横浜市西区北幸2-9-30 横浜西口加藤ビル5F	原 昭 彦
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1-6-4 りそな京町堀ビル10階	竹 村 幸 造
株式会社良品計画 外71者	東京都豊島区東池袋4-26-3	金 井 政 明

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設番号	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1・2・3	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設4	午前6時から午前8時まで

イ 変更後

荷さばき施設番号	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1・2・3	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設4	午前6時から午前7時30分まで及び午前9時から午後1時まで

4 変更年月日

平成28年1月29日

5 届出年月日

平成28年1月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間  
平成28年 2月16日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成28年 6月16日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ドラッグコスモス砥堀店  
所在地 姫路市砥堀字中北野1224番地ほか
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
  - (1) 街並みづくり等への配慮について
    - ア 景観法に基づく景観計画区域内の行為届出が必要。
    - イ 屋外広告物条例に基づく許可申請が必要になる場合は申請を行うこと。
  - (2) 駐車場について  
出口付近の構造について、当該出口から 2 m 後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する歩行者の存在を確認できること。また、前面道路（国道312号）は現道拡幅の予定があるが、施工後においても前述の内容が確保できること。（駐車場法施行令第 7 条第 1 項第 5 号）
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課
  - (2) 縦覧期間  
平成28年 2月16日から 1月間



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
川辺郡猪名川町伏見台一丁目 1 番32
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市中央区島之内二丁目15番20号  
株式会社セレ・ナス 代表取締役 福 井 昌 勝
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年 7月29日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第 1 - 5 号（27猪名川）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市北濱町西濱字大歳前472番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾磨区中浜町三丁目95番地の1  
株式会社金沢土地 代表取締役 金 澤 博 美
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年6月18日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－8号（27高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年2月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口道上1112番8、1112番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町島341番地の1  
土井建設株式会社 代表取締役 土 井 喜 好
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年12月7日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－13－2号（27高砂）

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第4号**

平成22年7月11日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙に係る候補者末松信介の出納責任者から提出された選挙運動費用収支報告書に関し、当該出納責任者から訂正の届出があったので、平成22年兵庫県選挙管理委員会告示第134号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成28年2月16日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

平成22年兵庫県選挙管理委員会告示第134号の候補者末松信介に係る報告書の要旨第1回分の欄中、

「 主たる寄附	11,573,000 円	
(氏名団体名)	(職業)	(寄付額)
自由民主党兵庫		11,573,000 円
県参議院選挙区		
第一支部		を
その他の寄附	0 円	
その他の収入	0 円	」
「 主たる寄附	0 円	
その他の寄附	0 円	に改める。
その他の収入	11,573,000 円	」

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第71号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成28年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を次のとおり指示した。

平成28年2月16日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 秋 武 宏

1 増殖の基準数量

平成28年度 増殖基準数量

免許番号	河川名	種 苗 放 流													
		あゆ (kg)	こい (尾)	ふな (尾)	うなぎ (kg)	にじます (尾)	あまご (尾)	やまめ (尾)	さくらます (尾)	いわな (尾)	まはげ (尾)	わかさぎ (万粒)	もろこ (尾)	もくずがに (尾)	すっぽん (尾)
1	猪名川	120		4,000	10	5,000	1,000					200		500	200
2	武庫川	50		1,000	10	1,000									
3	羽束川	50			10	1,000	1,000			1,000					
4	加古川	1,000		10,000	200	3,000	5,500					300	1,000	7,500	
5	市川	600		2,000	15	1,000	3,000								
6	夢前川	250													
7	揖保川	2,400		3,000	50	2,500	10,000			1,000		300		1,000	200
8	千種川	2,000		2,000	20		5,000					100		1,000	
9	竹田川	30		1,000											
10	円山川	2,000		9,000	20	3,000	やまめに含む 10,000	やまめに含む			5,000			1,000	
11	竹野川	90		1,000	10	1,000	やまめに含む 1,000							1,000	
12	矢田川	700		1,000	10	1,000		1,200	やまめに含む 800					1,000	
13	岸田川	300		1,000	10			3,000	やまめに含む 800					1,000	
	計	9,590		35,000	365	18,500	25,500	15,200		3,600	5,000	900	1,000	14,000	400

免許番号	河川名	産卵場造成						
		おいかわ (箇所)	うぐい (箇所)	よしのぼり (箇所)	ぬまえび (箇所)	すじえび (箇所)	てながえび (箇所)	ひがひ (箇所)
1	猪名川	1						
2	武庫川							
3	羽束川							
4	加古川	5	3					
5	市川							
6	夢前川							
7	揖保川	2	1	1	1	1	1	
8	千種川	3	2		1	1	1	
9	竹田川							
10	円山川	3	3		1		1	1
11	竹野川	1	1					
12	矢田川							
13	岸田川	1	1					
	計	16	11	1	3	2	3	1

2 この指示の日以降において、漁場環境の変化等により、増殖基準数量の達成が困難となった場合は、あらかじめその理由を付して委員会に届け出なければならない。



## 教育委員会公告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年2月16日

契約担当者

兵庫県立のじぎく特別支援学校長 志原 義則

- 1 落札に係る業務件名及び数量  
兵庫県立のじぎく特別支援学校給食業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立のじぎく特別支援学校 神戸市西区北山台2丁目566—134
- 3 落札者を決定した日  
平成28年1月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社日米クック 大阪市北区大淀中1丁目17番22号
- 5 落札金額（税抜き）  
8,979,520円（1年度分）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年11月27日